

◎新潟県告示第483号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和7年4月25日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援 の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止 年月日
児童発達支援	コンフォーテラス	新発田市城北町2-8-16	ジョイフルクリ エイト株式会社	令和7年 3月31日
放課後等デイサービス				